

宅地建物取引業の 事務所設置については 用途地域などによる 制限があります

第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域においては、宅地建物取引業の事務所の設置は認められていません。



※ 兼用住宅(延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、事務所部分の面積が50㎡以内のもの)については、設置できる場合があります。

市街化調整区域においては、宅地建物取引業の事務所の設置は、原則認められていません。



市街化調整区域の制限については、事務所所在地の**各所管行政庁**の窓口にご相談ください。

所管行政庁:兵庫県(本庁・各土木事務所)
神戸市・尼崎市・姫路市・西宮市
伊丹市・明石市・加古川市・宝塚市
川西市・三田市



用途地域の制限については、事務所所在地の**各特定行政庁**の窓口にご相談ください。

特定行政庁:兵庫県(本庁・各土木事務所)
神戸市・尼崎市・姫路市・西宮市
伊丹市・明石市・加古川市・宝塚市
川西市・三田市・芦屋市・高砂市



特定行政庁・所管行政庁から宅地建物取引業者に対し、設置した事務所についての是正命令等が発出された場合、宅地建物取引業法の規定に基づき処分等が行われることがあります。

発行：兵庫県まちづくり部建築指導課、兵庫県各土木事務所宅建業法所管課

(一社)兵庫県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会兵庫県本部